

JTSU 共済給付金一覧表

2020年7月現在

共済項目	共済事由の区分	共済金の額 (単位:円)
死 亡	1. 本人死亡 (花輪代 20,000 円を含む)	520,000
	2. 配偶者死亡 (花輪代 20,000 円を含む)	270,000
	3. 子どもの死亡	50,000
	4. 親死亡 (配偶者の親を含む・二人だけ)	30,000
傷 病	・共済加入者が傷病により休業したとき	30 日つき
	1. 連続して 30 日以上休業したとき	20,000
	2. 連続して 14 日以上 30 日未満休業したとき 【(1.) と併給せず】	10,000
家族傷病	1. 家族が 180 日以上連続して入院したとき	60,000
	2. 家族が 150 日以上連続して入院したとき	50,000
	3. 家族が 120 日以上連続して入院したとき	※いずれも、 40,000
	4. 家族が 90 日以上連続して入院したとき	診断書代原本 につき 3,000 20,000
	5. 家族が 60 日以上連続して入院したとき	円を加算する
	6. 家族が 30 日以上連続して入院したとき	10,000
	7. 介護保険を使用して 90 日以上入院 (入所) したとき	30,000
結 婚	共済加入者が結婚したとき	20,000
出 産	共済加入者が子どもを生んだとき	30,000
出 生	共済加入者の配偶者が子どもを生んだとき	20,000
退 職	1. 加入期間が 1 年以上あり、退職したとき	加入年数により
	2. 再雇用契約者は再雇用契約満了のとき	4,000~40,000 30,000
退 会	1. 有期雇用者が契約満了まで 1 回も給付を受けていないとき	10,000

※家族傷病の給付は 1 年につき 60,000 円が限度、親の傷病給付は総額 180,000 円が限度になります。「JTSU 共済規則第 5 条『家族傷病給付』(8) 参照」

※共済給付の請求は、共済事由が発生した日から 3 年以内になければなりません。

「JTSU 共済規則第 20 条 (時効) による」